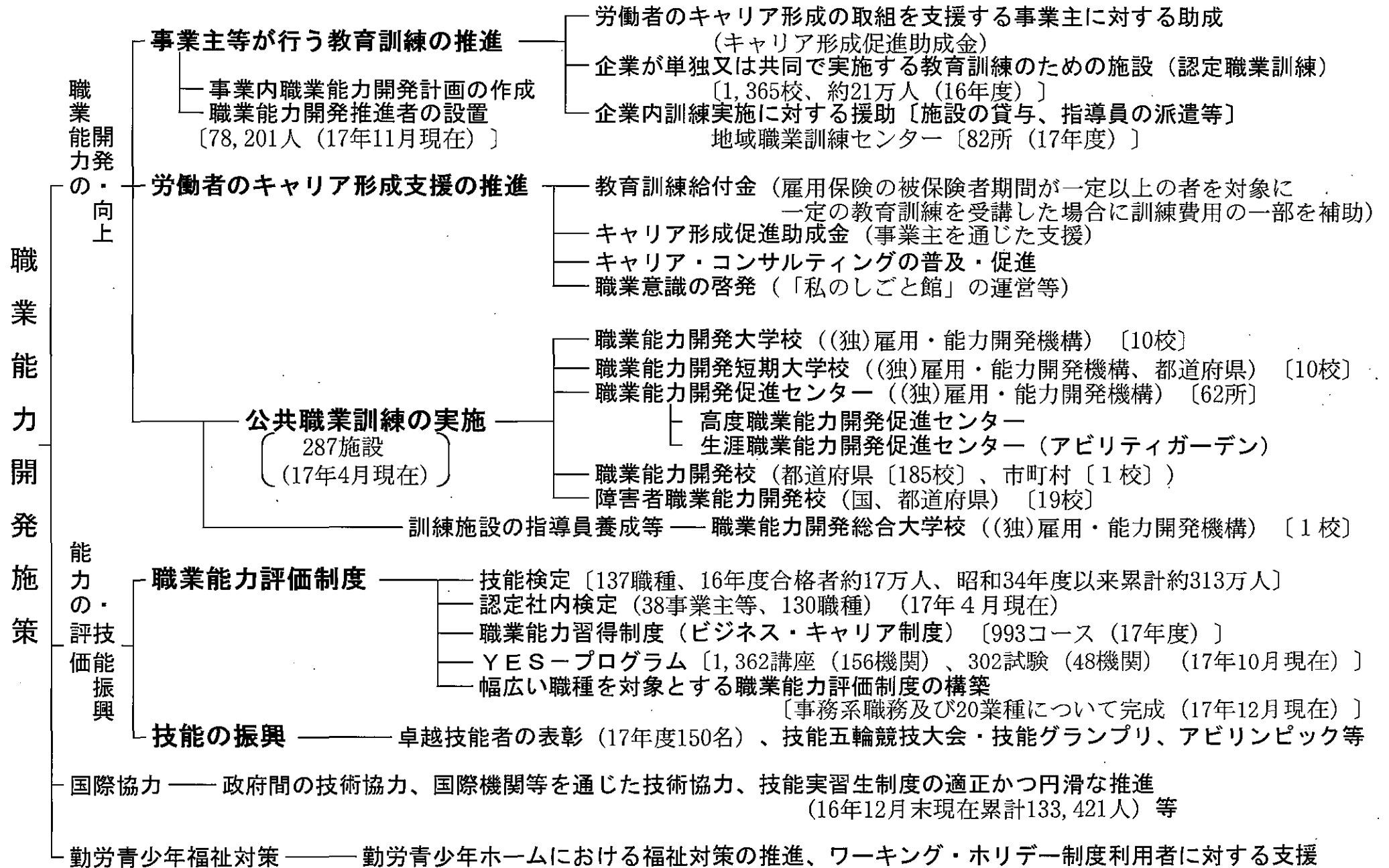


参考資料2

## 第8次職業能力開発基本計画(素案)関連資料

# 職業能力開発施策の概要



# 第七次職業能力開発基本計画において掲げられた「5つのインフラ整備」

- 労働移動が活発化する中で、雇用の安定を図るためには、労働者や企業が労働市場に係る適切な情報を入手でき、労働者の職業能力を確認しつつ、その職業生活設計に即して教育訓練を受け、キャリア形成を図ることができるようにすることが必要。
- このためには、労働市場を有効に機能させる必要があり、そのためのインフラストラクチャーとして、次の5つのシステムを構築していくことが不可欠。
- こうしたシステムの構築を通して、労働市場を機能させ、円滑な再就職の促進や労働力需給のミスマッチの解消等雇用の安定を図る。

## 労働力需給調整機能の強化

- ・ 求職者等による民間機関の利用促進を図る官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の構築
- ・ 民間教育機関に対する民間職業紹介事業制度の周知・広報
- ・ 紹介予定派遣の積極的活用

## キャリア形成の促進のための支援システムの整備

- ・ キャリア・コンサルティング技法の開発
- ・ キャリア形成に係る情報提供、相談等のための推進拠点の整備
- ・ キャリア形成支援を担う人材育成
- ・ 企業内におけるキャリア形成支援を推進するための情報提供、相談、助成金の支給等

## 職業能力開発に関する情報収集・提供体制の充実強化

- ・ 職業に関する基本的な情報、人材ニーズの動向情報
- ・ 教育訓練コースに係る情報
- ・ 能力評価に係る情報等の各情報について収集・整理及び企業や個人への効果的な提供システムの構築

# 労働市場の5つのインフラ整備

## 職業能力を適正に評価するための基準、仕組みの整備

- ・ 民間委託を活用した技能検定制度の拡充、整備
- ・ ホワイトカラーを含む適正な能力評価基準の設定
- ・ 実践的な職業能力評価手法の確立
- ・ 職業能力評価制度の適切な活用の促進

## 能力開発に必要な多様な教育訓練機会の確保

- ・ 民間における新たな教育訓練コースの設定の促進
- ・ 教育訓練給付制度に係る適切な講座指定等による大学、大学院等高度な内容の教育訓練の確保
- ・ 民間における教育訓練の質の確保・向上
- ・ ニーズ把握、政策評価を通じた公共職業訓練の効果的実施

# 法改正及び基本計画策定の効果について

## 能開法改正

審議会における審議を経て、下位法令、指針の策定等

審議会における議論を踏まえ計画案を策定の上、関係省庁、都道府県への協議

## 基本計画策定

各都道府県は合議制の機関における審議を経て都道府県職業能力開発計画を策定  
当該計画を踏まえ、必要に応じ、公共職業訓練コースや施設の見直しを実施

### 【事業主】

○法第11条において作成が努力義務とされている事業内職業能力開発計画について、改正された法令や新たな基本計画の内容を踏まえて見直し  
※法第12条において選任が努力義務とされている職業能力開発推進者が担当

○事業内職業能力開発計画の見直し内容を具体化するため、

- ①事業内における職業訓練や職業能力評価等の見直し
- ②キャリア形成促進助成金(☆)を活用した教育訓練機会の確保
- ③雇用する労働者の配置その他の雇用管理の見直しやキャリア・コンサルティング等の機会の確保

等を実施し、労働者のキャリア形成を支援

☆助成金の基本的な支給要件として、労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画に基づく年間の職業能力開発計画を策定していること、職業能力開発推進者を選任している事業主であること等が掲げられている。

### 【国・都道府県】

○改正された法令や新たな基本計画の内容を実現するため、

- ①必要な職業訓練等の実施
- ②事業内における職業能力開発の取組の中心的な担い手となる能力開発推進者への講習
- ③キャリア形成促進助成金による事業主の取組の後押し
- ④事業主、労働者その他国民一般に対する情報提供、広報啓発等を実施し、労働者のキャリア形成を支援